

令和8年（2026年）6月紀北町議会定例会会議録

第1号

招集年月日 令和8年6月9日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和8年6月9日（火）

出席議員

1番 西村友一

3番 宮地忍

5番 大西瑞香

7番 奥村仁

9番 太田哲生

11番 近澤チヅル

13番 家崎仁行

2番 脇昭博

4番 岡村哲雄

6番 原隆伸

8番 樋口泰生

10番 瀧本攻

12番 入江康仁

14番 平野隆久

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	宮 本 忠 宜	総 務 課 長	世 古 基 樹
財 政 課 長	直 江 和 哉	危機管理課長	家 倉 義 光
企 画 課 長	上 村 毅	税 務 課 長	直 江 憲 樹
住 民 課 長	近 藤 大 志	福祉保健課長	上 野 淑
老人ホーム 赤羽寮長	東 雅 人	環境管理課長	垣 内 洋 人
農林水産課長	高 芝 健 司	商工観光課長	岩 見 建 志
建 設 課 長	井 土 誠	水 道 課 長	宮 原 優
海山総合支所長	奥 村 能 行	教 育 長	松 島 功 城
学校教育課長	直 江 仁	生涯学習課長	長 井 裕 悟
監 査 委 員	加 藤 克 英		

職務の為出席者

議会事務局長	上 野 隆 志	書 記	久 保 有 謙
書 記	源 口 晴 子	書 記	疇 地 啓 太

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

3 番 宮 地 忍	4 番 岡 村 哲 雄
-----------	-------------

議事の顛末 次のとおり記載する。

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和8年6月紀北町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、今期定例会中、執行部において指定パソコンの議場での使用を許可しておりますのでご了承いただきたいと思います。

また、議会放送番組収録のため、ZTV及び企画課職員による撮影等を許可することいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

おはようございます。

それでは、会期日程並びに議事日程を朗読させていただきます。

令和8年6月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、6月9日、火曜日、9時30分、本会議。開会、議案上程、説明、質疑、委員会付託。

第2日、6月10日、水曜日、休会。常任委員会予定日。

第3日、6月11日、木曜日、休会。常任委員会予定日。

第4日、6月12日、金曜日、休会。常任委員会予備日。

第5日、6月13日、土曜日、休日。

第6日、6月14日、日曜日、休日。

第7日、6月15日、月曜日、休会。常任委員会予備日。

第8日、6月16日、火曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第9日、6月17日、水曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第10日、6月18日、木曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第11日、6月19日、金曜日、9時30分、本会議。委員長報告、質疑、討論、採決、閉会でございます。

次に、議事日程を朗読させていただきます。

令和8年6月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

令和8年6月9日、火曜日、9時30分開議

日程第1	会議録署名議員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	行政報告
第5 議案第25号	紀北町印鑑条例の一部を改正する条例
第6 議案第26号	紀北町税条例の一部を改正する条例
第7 議案第27号	紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第8 議案第28号	紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第9 議案第29号	紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
第10 議案第30号	紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例
第11 議案第31号	専決処分の承認を求めることについて
第12 議案第32号	小学校児童用端末購入契約の締結について
第13 議案第33号	令和8年度紀北町一般会計補正予算（第1号）
第14 議案第34号	令和8年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）
第15 報告第1号	令和7年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について

以上でございます。

入江康仁議長

それでは、これより日程に従い議事に入ります。

日程第1

入江康仁議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

3番 宮地 忍議員

4番 岡村哲雄議員

のご両名を指名いたします。

日程第2

入江康仁議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6月9日から6月19日までの11日間といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日6月9日から6月19日までの11日間とすることに決定いたしました。

日程第3

入江康仁議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る6月2日に議会運営委員会が開催され、6月定例会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項等についてのご報告を申し上げます。

まず、付議事件であります。本定例会に提出され、受理した案件は、条例改正及び補正予算等の議案が10件、報告案件が1件の計11件となっております。

次に、一般質問についてであります。5月26日から6月1日までの提出期間内に、12人の議員から通告書が提出されました。日程については、16日火曜日に4人、17日水曜日に4人、18日木曜日に4人ということで、3日間で運営をさせていただきたいと考えております。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、普通会計及び水道事業会計の令和7年度1月、2月、3月分及び令和8年度4月分と、普通会計の令和7年度4月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は、議員控室に保管してありますのでご覧いただきたいと思います。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、松島教育長、加藤監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告をいたします。

次に、会議における服装についてであります。

9月30日までの会議は、クールビズを実施することにいたしております。ただし、本会議については、上着・ネクタイを着装することといたします。常任委員会や全員協議会等の会議については、クールビズを実施いたします。

なお、ワイシャツについては華美なものは避けることをお願いいたします。

また、議員バッジについては、本会議はつけることとし、その他、委員会等では義務づけないことといたします。

次に、常任委員会の開催についてであります。

6月10日と11日の2日間で常任委員会の開催を予定しております。開催日については、委員長において調整を行っていただき、本日の会議の終わりに報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

入江康仁議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆様、おはようございます。

本日は、定例会の開催を要請させていただきましたところ、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

早速ではございますが、本議会定例会に当たりまして、3件の行政報告をさせていただきます。

最初に、台風6号の被害状況及びフィリピン付近の地震における津波注意報の発令についてでございます。

今回の台風6号の来襲につきましては、5月29日に運用が開始されました新しい防災気象情報を活用し、対応に当たりました。

本町の対応といたしましては、6月2日の17時に町内8か所の避難所を事前に開設し、高齢者等の避難に時間を要する方に対し、事前の避難をお願いいたしました。また、大雨警報のレベル3が発表されたため、高齢者等の避難に時間を要する方に対して避難及び避難の準備を促しております。

海山地区の銚子川及び船津川の水位が氾濫危険水位の警戒レベル4を超えたことから、相賀地区、便ノ山地区、汐見地区、前柱地区の1,592世帯3,032人を対象に避難指示を発令したところでございます。

台風第6号による本町における被害といたしましては、相賀地区で道路冠水による浸水被害、倒木による停電等がありましたが、幸いにも人的被害はございませんでした。被災された皆様には心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

今後とも町民の皆様の生命、財産を守るため、自主防災会、消防団、消防、行政機関などとの連携強化を図ってまいります。

また、昨日8時38分にフィリピン付近を震源としたマグニチュード8.2の地震が発生し、これに伴う津波注意報が9時5分に太平洋沿岸に発表されました。これを受け、防災行政無線による注意喚起と沿岸部の樋門閉鎖を行いました。津波につきましては、午後1時24分に微弱を観測しております。なお、津波注意報は午後4時50分に解除されております。

続きまして、水道料金審議会からの答申についてでございます。

本町の水道事業は、安全・安心な水を安定供給し、持続可能な経営を確保する観点から、水道料金の在り方について、昨年12月に水道料金等審議会へ諮問し、慎重にご審議をいただいております。

去る4月8日に審議会から改定率30.66%引上げとする答申をいただきましたので、ご報告を申し上げます。

5回にわたり活発な議論を交わしていただいた委員の皆様には、この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

町といたしましては、この答申を最大限尊重し、本年12月検針分から新料金適用を予定しております。つきましては、本定例会に給水条例の一部改正の議案と併せまして、システム改修に係る補正予算案を上程させていただいております。

本議案をお認めいただきましたら、料金改定に伴う増収分の歳入補正予算につきましては、12月定例会にて上程させていただく方針で、それまでの間、広報等を通じ町民の皆様へ丁寧な周知に努めてまいりますので、ご理解と慎重なご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、令和7年度会計別決算の状況についてでございます。お手元に配付いたしました資料をご覧ください。

このたび、令和7年度における各会計別の決算額及び繰越額が確定いたしましたのでご報告を申し上げます。

一般会計につきましては、歳入決算額が122億8,040万80円、歳出決算額が116億648万5,136円、差引き6億7,391万4,944円が繰越額となり、このうち繰越明許費により翌年度へ繰り越すべき財源7,485万5,520円を差し引いた実質収支につきましては5億9,905万9,424円となりました。

特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計の繰越額が1,165万3,785円、介護サービス事業特別会計の繰越額は968万1,448円、後期高齢者医療特別会計の繰越額は5,290万4,416円となりました。

水道事業会計につきましては、収益的収支の収入支出差引額が1,246万7,700円で、このうち消費税相当額の1,204万5,371円を差し引いた純利益は42万2,329円となりました。資本的収支では収入支出差引額が1億248万3,702円の不足となりましたが、この不足分を損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

以上、3件をご報告いたしまして、6月定例会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

きます。ありがとうございます。

入江康仁議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5～日程第14

入江康仁議長

お諮りいたします。

日程第5 議案第25号から日程第14 議案第34号までの10件については、提案者から提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第14までの10件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定いたしました。

最初に、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

本日、本議会定例会に上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第25号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例であります。出入国管理及び難民認定法等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第26号 紀北町税条例の一部を改正する条例であります。地方自治法等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第29号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例であります。非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第30号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例であります。紀北町水道料金等審議会の答申を受けたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第31号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方自治法第179条第1項の規定により、紀北町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により、議会にこれを報告し承認を求めるものであります。

議案第32号 小学校児童用端末購入契約の締結についてであります。小学校児童用端末の更新に伴い、備品購入契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第33号 令和8年度紀北町一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,051万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億9,373万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第34号 令和8年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）であります。収益的支出につきまして、104万5,000円を増額し、総額を3億8,350万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、10件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長、訂正をお願いいたします。

入江康仁議長

どうぞ。

尾上壽一町長

ごめんなさい、訂正させていただきます。

議案第26号 紀北町税条例の一部を改正する条例であります、その後が間違えたようでございますので、「地方税法等の改正に伴い」と訂正をお願い申し上げます。

入江康仁議長

続いて、各議案の内容説明を求めます。

まず、議案第25号の説明を求めます。

近藤住民課長。

近藤大志住民課長

おはようございます。

議案第25号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第25号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例

紀北町印鑑条例（平成17年紀北町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年6月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

出入国管理及び難民認定法等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

2ページをお願いいたします。

2ページは、改正文でございます。

3ページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。こちらの新旧対照表にて説明させていただきます。左側が改正条文となります。

このたびの改正内容でございますが、国の法改正により、コンビニエンスストアなどの端末機による、印鑑登録証明書の交付申請及び交付について、「個人番号カード」に加え、在留カード等と個人番号カードが一体化した「特定在留カード」等を利用することができるようにするためのものであります。

2ページの改正文をお願いいたします。

中段、附則のとおり、この条例は公布の日から施行すると定めるものであります。

以上で、議案第25号の内容説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第26号の説明を求めます。

直江税務課長。

直江憲樹税務課長

おはようございます。

議案第26号について、ご説明させていただきます。

議案書4ページをお願いいたします。

議案第26号 紀北町税条例の一部を改正する条例

紀北町税条例（平成17年紀北町条例第70号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年6月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

地方税法等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

今回の改正は、令和8年の税制改正を受けて、行うものでございます。

今回の税制改正の主なものは、個人住民税では、給与所得控除の見直しやひとり親控除の拡充、寄附金税額控除の見直しなどとなっております。

固定資産税では、住宅に係る減額措置面積要件の見直しと期間の延長、免税点、固定資産税が課税されない課税標準額の見直しなどです。

軽自動車税では、環境性能割の廃止などとなっております。なお、軽自動車税の環境性能割の廃止につきましては、令和8年3月31日をもって廃止となりましたので、同日付にて専決処分をさせていただきました。改正内容につきましては、議案第31号 専決処分の報告にて、説明させていただきます。

また、給与所得控除の見直しや住宅に係る減額措置面積の要件の見直しと期間の延長などは、所得税法や地方税法の改正にて行われております。

5ページから8ページが改正文、9ページから16ページが新旧対照表となっております。それでは、新旧対照表で説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、法令等の引用や条項等の削除による条文番号等の繰上げなど、改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

願ひ申し上げます。また、施行期日についてですが、今回の改正では、複数の期日がありますので、改正内容ごとに説明させていただきたいと思ひます。

9 ページをお願いいたします。

左側が改正条文、右側が改正前の条文となります。

まず第34条の7第2項は、寄附金税額控除、ふるさと納税の規定について、地方税法の改正に伴ひ規定の整備を行うものです。この改正につきましては、令和10年1月1日施行となっております。

次の第36条の2、10ページから11ページ上段にかけての第36条の2につきましては、住民税の申告について、地方税法の改正による規定の整備となります。この改正につきましては、令和9年1月1日施行となります。

11ページ中段から13ページにかけての第36条の3の3は、公的年金等を受ける方の扶養親族等の申告書について、所得税では提出不要の場合でも住民税において必要な情報が得られるよう改正を行うものです。こちらも令和9年1月1日施行となります。

次に、13ページ下段の第63条は、固定資産税の免税点、課税されない課税標準額を地方税法に合わせ、家屋を20万円から30万円に、償却資産を150万円から180万円に改正するものです。なお、土地につきましては、従来と変わらず30万円となります。この改正につきましては、令和9年4月1日施行となっております。

その次の附則第6条は、地方税法の改正による住民税申告での特定の一般用医薬品等購入費の医療費控除の特例の延長を行うものです。こちらは令和9年1月1日施行となります。

次の14ページをお願いいたします。

附則第7条の3は、住宅借入金の特別税額控除について、地方税法の改正に合わせ適用期限の延長を行うものです。こちらも令和9年1月1日施行となります。

次の附則第7条の4、15ページにかけての附則第9条の2については、さきに説明いたしました第34条の7と同様に寄附金税額控除の規定について、地方税法の改正に伴ひ規定の整備を行うものです。こちらは令和10年1月1日施行となっております。

中段から16ページにかけての第17条の2につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例事項を追加するものです。この改正も令和10年1月1日施行となります。

7 ページにお戻りください。

本条例の改正についてですが、附則第1条にて施行期日を規定しております。

附則第2条は、町民税に関する経過措置、附則第3条につきましては、固定資産税に関する経過措置となっております。

以上で、説明を終了させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第27号及び議案第28号の説明を求めます。

上野福祉保健課長。

上野淑福祉保健課長

議案第27号について、ご説明させていただきます。

議案書17ページをお願いいたします。

議案第27号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年紀北町条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年6月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

今回の改正は、これまで「小規模保育事業」は0歳から2歳児が対象でしたが、新たに「満3歳以上限定小規模保育事業」が創設されたことに伴い、現在のところ町内においては対象となる事業所はございませんが、必要な規定を整備するとともに、条例内の各種子ども区分の表現を整理・適正化するために、所要の改正等を行うものでございます。

次に、条例改正の概要について説明させていただきます。

18ページをご覧ください。

18ページから23ページは改正文です。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

内容につきまして、新旧対照表で説明させていただきます。

24ページをご覧ください。

新旧対照表の左が新条例、右が旧条例でございます。

24ページ、第2条第6号におきましては、従来の「小規模保育事業」を「満3歳未満等小規模保育事業」に改め、新たに第6号の2として、今回の改正により創設された「満3歳以上限定小規模保育事業」の定義を追加しております。

また、同条に第11号の2から第11号の4までを新設し、これまで法律の条文をそのまま引用していた表記を、「教育認定子ども」「満3歳以上保育認定子ども」「保育認定子ども」という具体的な呼称に整理しております。

続きまして、24ページ第6条、25ページ第7条、第12条、第13条、27ページ第20条、第25条、第35条、28ページ第36条でございますが、これらは、先ほど第2条で定義いたしました「教育認定子ども」などの分かりやすい文言へ一括して置き換えるものでございます。

なお、27ページ第20条では運営規程に選考方法を含める旨の明記、第25条では関係法律の改正に伴う引用条文の整理を行っておりますが、いずれも内容そのものに実質的な変更はございません。

次に、29ページ第37条から32ページ第42条及び33ページ第46条から34ページ第50条は、これらが主に今回新設されました「満3歳以上限定小規模保育事業」を対象に加えるための整備でございます。

29ページ第37条におきましては当該事業の利用定員に関する規定を新設するほか、31ページ第39条、32ページ第42条、33ページ第46条などにおいて、選考方法の明示や他施設との連携協力に関する規定など、新たな事業類型に対応するための所要の整備を行っております。

次に、35ページ第51条及び38ページ第52条につきましては、これまで同様に文言の置き換えを行うものでございます。

また、新たに第51条の2を設置し、今回導入する「満3歳以上限定小規模保育事業者」が教育認定子どもに対して「特別利用地域型保育」を提供する際の認可基準や、地域型保育給付費の適用に関する必要な規定を新設するものでございます。

以上で、議案第27号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第28号について、ご説明させていただきます。

議案書40ページをお願いいたします。

議案第28号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年紀北町条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年6月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

今回の改正は、議案第27号と同様に、「満3歳以上限定小規模保育事業」の創設に伴う必要な基準を整備するものでございます。

また、専門的ケアが必要な児童への支援を充実させるため、理学療法士等の専門職を一定の条件下で「保育士」とみなすことができることとするなど、所要の改正を行うものでございます。

次に、条例改正の概要について、説明させていただきます。

41ページをご覧ください。

41ページから43ページは改正文です。附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

内容につきまして、新旧対照表で説明させていただきます。

44ページをご覧ください。

左が新条例、右が旧条例でございます。

44ページ第2条及び第6条におきましては、対象となる児童の範囲や、他施設との連携協力に関する規定の整備でございます。

45ページ第18条では、運営規程に定めるべき利用定員の明記、第27条では小規模保育事業の区分について所要の整理を行っております。

続いて、46ページ第29条、47ページ第31条、第44条、48ページ第47条は職員に関する規定でございます。これらは、各保育事業所において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、あるいは心理担当職員などの専門職について、子育てに関する知識・経験を有し、かつ保育士の支援を受ける体制が整っている場合などに、1人に限り保育士とみなして算定できる規定を新たに追加するものでございます。

次に、47ページの第35条及び49ページ第48条でございます。これらは、関係する法律の改正や条文の整理に伴い、引用している条項の表記を適正化する文言の整理を行うもので、内容そのものに変更はございません。

最後に、49ページ附則第3条でございますが、こちらは過疎地等において「連携施設の確

保を15年間猶予する」という現行の経過措置は、0歳から2歳児を預かる地域型保育事業者に対する経過措置のため、今回新設される「満3歳以上限定小規模保育事業者」は対象から除外することを明記し、規定の適正化を図るものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第29号の説明を求めます。

家倉危機管理課長。

家倉義光危機管理課長

議案第29号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてをご説明させていただきます。

議案書の50ページをお願いいたします。

議案第29号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

紀北町消防団員等公務災害補償条例（平成17年紀北町条例第149号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年6月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

今回の主な改正につきましては、最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額の改定を行うべく、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことから、紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

議案書の51ページをお願いいたします。このページは改正文と附則でございます。

附則でございますが、第1項につきましては、この条例は、公布の日から施行する。

第2項につきましては、今回の条例改正前、改正後の経過措置について規定したものでございます。

議案書の52ページをお願いいたします。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきます。左側が新で右側が旧

となっており、下線部分をご覧ください。

第18条第1項中、非常勤消防団員等が公務災害により死亡した場合の葬祭補償の額を下線部のとおり「31万5,000円」を「33万円」に改めるものでございます。

以上で、議案第29号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第30号の説明を求めます。

宮原水道課長。

宮原優水道課長

議案第30号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

議案書の53ページをお願いいたします。

議案第30号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例

紀北町水道事業給水条例（平成17年紀北町条例第178号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年6月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町水道料金等審議会の答申を受けたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

本案は、水道料金の在り方について、令和7年12月に紀北町水道料金等審議会に対し諮問を行い、計5回にわたる慎重な審議を経て受けた答申を尊重し、料金表を改正するものでございます。

現行の料金体系を17年間にわたり維持してまいりましたが、施設の老朽化に伴う更新需要の増大や物価高騰、人口減少による収益減少により、健全な事業運営の継続が厳しい状況にあることから、安定的な給水体制を図っていくため、料金表の改定を行うものでございます。

54ページをお願いします。

このページは改正文と附則でございます。

55ページの附則でございますが、施行期日につきましては、令和8年10月1日から施行することと規定しております。

第2項、経過措置につきましては、新料金の適用は12月検針分からいたしております。

これは、本町の水道料金は2か月分を計量して請求しますが、12月検針分が、10月、11月使用分に当たるためでございます。

なお、括弧書きにつきましては、10月検針後に開栓した場合は、新料金の適用とすることとしております。

56ページをお願いいたします。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきます。左側が改正後の表となります。

別表（第26条関係）の改正後の水道料金表で説明させていただきます。（略）とありますが、口径別基本料金（1か月につき）で、税抜きでございます。13mmが780円、20mmが1,300円、25mmが2,100円、30mmが4,000円、40mmが7,800円、50mmが1万2,000円、75mmが1万6,000円、100mmが2万円。

次の（略）につきましては、従量料金（1か月1 m^3 につき）で、1、1 m^3 から8 m^3 の分が75円に、2、8 m^3 を超え20 m^3 までの分は130円に、3、20 m^3 を超え40 m^3 までの分は165円に、4、40 m^3 を超え60 m^3 までの分は170円に、5、60 m^3 を超え100 m^3 までの分は200円に、6、100 m^3 を超え200 m^3 までの分は210円に、7、200 m^3 を超える分が230円、8の1、公衆浴場用①1 m^3 から400 m^3 までが91円、②400 m^3 を超える分が117円、2の一時使用が1 m^3 につき、650円。

57ページをご覧ください。

次の（略）につきましては、種別用途、営農用、区域、小浦区域、料金で1か月1aにつき65円で改正させていただくものでございます。

以上で、議案第30号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第31号の説明を求めます。

直江税務課長。

直江憲樹税務課長

議案第31号について、ご説明させていただきます。

議案書58ページをお願いいたします。

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀北町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承

認を求める。

令和8年6月9日提出

紀北町長 尾上壽一

59ページをお願いいたします。

専決第2号 専決処分書

紀北町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和8年3月31日

紀北町長 尾上壽一

地方税法等の一部を改正する法律が、令和8年3月31日に公布されたことに伴い、紀北町税条例の一部を改正する必要が生じたので、同日に紀北町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。

今回の改正は、自動車・軽自動車を取得する際に課税されていた環境性能割の廃止に伴う規定の整備、地方税法等の改正による条や項のずれを修正する規定の整備などでございます。

60ページから64ページが改正文、65ページから89ページが新旧対照表となっております。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

なお、説明に当たりましては、法令等の引用や条項等の削除による条文番号等の繰り上がりなど、改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめお願いいたします。

65ページをお願いします。

左側が改正条文、右側が改正前の条文となります。

第18条3では、「環境性能割」の廃止に伴い、「種別割」を「軽自動車税」に改めるものです。

なお、この改正につきましては、条例中の該当箇所全てにおいて行っております。

第19条は「環境性能割」の廃止に伴う「環境性能割」の申告に関する規定を削除するものです。

66ページをお願いいたします。

第33条につきましては、所得割の課税標準について地方税法の改正に合わせ例外規定を追加するものです。

中段の第80条から、72ページ中段までの第91条につきましては、「環境性能割」の廃止に

伴う規定の削除、改正となります。

次に、72ページ下段の附則第7条の3は、住民税の住宅借入金特別税額控除について、地方税法の改正に合わせ規定の削除、改正を行うものです。

73ページ一番下から74ページにかけての附則第8条につきましては、適用期限の延長と、地方税法の改正に伴い規定を整備するものでございます。

74ページ下段から76ページにかけての附則第10条の2につきましては、地方税法の改正に伴う引用元の改正等と、バリアフリー改修が行われた「改修特定建築物」についての規定の追加となります。

76ページ中段から78ページ中段までの附則第10条の3は、地方税法の改正に伴う引用元の改正と規定の整備となっております。

78ページ下段の附則第15条の2から、82ページ上段にかけての附則第16条の2までは、「環境性能割」の廃止に伴う規定の削除、改正となります。

82ページ中段以降の附則第16条の3から、87、88ページの附則第20条の3については、地方税法の改正に伴う規定の整備です。

63ページにお戻りください。

施行期日についてですが、附則第1条にて、令和8年4月1日となっております。附則第2条については固定資産税の経過措置、附則第3条については軽自動車税の経過措置となっております。

附則第4条では、平成26年条例第19号附則第6条について、「環境性能割」の廃止に伴う改正を行っております。

89ページをお願いいたします。

附則第6条中の「の種別割」を削除しております。

以上で、説明を終了させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第32号の説明を求めます。

直江学校教育課長。

直江仁学校教育課長

小学校児童用端末購入契約の締結について、ご説明させていただきます。

議案書90ページをお願いいたします。

議案第32号 小学校児童用端末購入契約の締結について

次のとおり財産の取得のため備品購入契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 小学校児童用端末購入
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 2,047万9,492円
- 4 契約の相手方 三重県四日市市浜田町5番27号

株式会社フューチャーイン四日市営業所

所長 菱田貴文

令和8年6月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

小学校児童用端末の更新に伴い、備品購入契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

今回の取得に当たっては、公立学校情報機器整備事業を活用し学習用端末を整備する計画ではありますが、本事業による端末等の調達、端末調達に係る市町の事務負担の軽減や、スケールメリットによる端末・サービス等の調達・ランニングコストの低減、共同調達を通じた端末利活用等に係るノウハウ等の共有による業務改善などを目的とし、原則として共同調達によることとなっており、三重県教育委員会が事務局である三重県GIGAスクール構想推進協議会により共同調達を行い、選定された事業者と各市町が個別に契約を行うものでございます。

契約の方法につきましては、GIGAスクール構想の目的や学校での使用方法等を考慮し総合的に判断する必要があることから随意契約とし、その相手方については、同協議会による企画提案コンペにより選定されたものでございます。

選定の経過につきましては、同協議会事務局より令和7年12月23日に公告があり、令和8年1月7日までに参加資格申請書を提出されており、参加資格確認結果の通知を令和8年1月9日までに、その後、企画提案資料を令和8年1月23日までに提出され、令和8年2月26日にプレゼンテーション審査が行われ、選定の結果、三重県四日市市浜田町5番27号、株式会社フューチャーイン四日市営業所、所長菱田貴文を買入れ先と決定したことの報告を受け

ましたので、消費税及び地方消費税を含み2,047万9,492円で買入れようとするものでございます。今回の買入れにより町内小学校の全学年分の児童用端末の更新が完了することとなり、令和8年8月31日の納期の予定でございます。

91ページをご覧ください。

資料につきましては、小学校児童用端末購入に伴う購入費、概要、納入期限についての説明となっております。

まず、購入費に関しましては、契約金額が2,047万9,492円で、この契約金額は、物品価格1,861万7,720円に10%の消費税186万1,772円を加えたものであります。

次に、購入物品の概要で主な仕様であります。購入数量につきましては、台数418台、エイスース、クロームブックC Z1104FM4 A、端末仕様につきましては、OSはGoogle Chrome OS、コンバーチブル型、無線LAN対応、インカメラ及びアウトカメラ搭載、オートフォーカス付です。マイク・スピーカー内蔵でディスプレイが11.6インチ、タッチパネル対応で、耐久性能、MIL規格、MIL-STD-810Hに準拠、バッテリー駆動時間が5年後でも8時間以上の利用ができること、重量が約1.5kg以下であります。附属品につきましては、ACアダプタ、その他で1年間の無償保証、納入期限といたしましては、令和8年8月31日でございます。

以上で、議案第32号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第33号の説明を求めます。

直江財政課長。

直江和哉財政課長

議案第33号 令和8年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の内容につきまして説明させていただきますので、予算書の1ページをご覧ください。

令和8年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

令和8年度紀北町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,051万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億9,373万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年6月9日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、予算に関する説明書で歳入から説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第14款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金は89万5,000円の増額で、障害者自立支援給付費負担金は、障害者介護・訓練等給付事業に係る障害者自立支援給付審査支払等システムが報酬改正に伴い改修が必要となり、国庫負担金が交付されるものでございます。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金は2,820万4,000円の増額で、過疎地域持続的発展支援交付金は、企画総合事業に係る過疎地域持続的発展支援補助金に対し交付されるものでございます。

第15款・県支出金、第2項・県補助金、第2目・民生費補助金は806万9,000円の増額で、みえ子ども・子育て応援総合補助金は、小学校校舎等施設営繕事業に係る西小学校校内支援教室空調機設置費や中学校校舎等施設営繕事業に係る赤羽中学校保健室空調機設置費などに対して交付されるものでございます。

8ページをご覧ください。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金559万6,000円の増額は、当補正の所要財源とするため、財政調整基金より繰り入れるものでございます。なお、今回の補正によりまして、財政調整基金年度末現在高見込額は6億5,475万6,000円となります。

第18目・ふるさと応援基金繰入金474万7,000円の減額は、みえ子ども・子育て応援総合補助金の交付決定に伴い減額するものでございます。

第21款、第1項ともに町債、第1目・総務債は250万円の増額で、過疎地域持続的発展特別事業債は、発行限度額の決定に伴うものでございます。

次に、歳出を説明させていただきます。

9ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第6目・企画費は2,955万4,000円を増額するものですが、企画総合事業は、過疎地域持続的発展支援補助金2,820万4,000円を紀北町観光協会に交付するもので、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業を活用するものと、令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の返還金135万円でございます。

10ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は288万2,000円を増額するものでありますが、紀北町社会福祉協議会助成事業164万7,000円の増額は、紀北町社会福祉会館改修工事に係る町補助金を増額するものでございます。紀北広域連合運営事業123万5,000円の増額は、紀北作業所分場瑠璃ヶ浜が入居する紀北町社会福祉会館の改修工事に係る紀北広域連合負担金を増額するものでございます。

第3目・身体障害者福祉費は179万2,000円を増額するものでありますが、障害者介護・訓練等給付事業は、障害福祉サービス等の報酬改定に伴い、システム改修を行うものでございます。障害者福祉一般事務事業は、財源更正でございます。

11ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第4目・母子福祉費は38万5,000円を増額するものでありますが、子ども医療費助成事業は、子ども医療費の三重県の補助対象が12歳までの通院から15歳までの通院に拡大することに伴い、システム改修を行うものでございます。

12ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第2目・予防費、母子保健事業、がん検診事業は、財源更正でございます。

13ページをご覧ください。

第9款・教育費、第2項・小学校費、第1目・学校管理費は、301万1,000円を増額するものでありますが、小学校校舎等施設営繕事業288万2,000円の増額は、三浦小学校給水管漏水修繕及び西小学校校内支援教室空調機設置工事によるものでございます。休校学校等管理事業12万9,000円の増額は、旧矢口小学校体育館堅樋修繕によるものでございます。

第2目・教育振興費の小学校教育活動振興助成事業は、財源更正でございます。

14ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は、103万2,000円を増額するものでありますが、中学校校舎等施設営繕事業は、三船中学校給水管漏水修繕によるものでございます。

15ページをご覧ください。

第4項、第1目ともに幼稚園費の幼稚園管理運営事業は、財源更正でございます。

16ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第2目・公民館費は、186万1,000円を増額するものでありますが、公民館管理運営事業は、東長島公民館舞台吊物設備絞り緞帳修繕によるものでございます。

17ページからは、地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、18ページの合計欄をご覧ください。

前年度末現在高は113億4,187万1,000円であり、当該年度中の起債見込額は、今回の補正分250万円の増額により9億2,030万円となり、当該年度中の元金償還見込額は、12億4,328万5,000円であることから、当該年度末現在高見込額は110億1,888万6,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第33号 令和8年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第34号の説明を求めます。

宮原水道課長。

宮原優水道課長

議案第34号 令和8年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和8年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度紀北町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和8年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございますが、第1款・水道事業費用の既決予定額3億8,245万7,000円に、補正予定額104万5,000円を増額し、計を3億8,350万2,000円に、第1項・営業費用の既決予定額3億6,203万5,000円に、補正予定額104万5,000円を増額し、計を3億6,308万円に、補正する

ものでございます。

令和8年6月9日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、内容につきましては、実施計画説明書により、説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

収益的支出につきまして、第1款・水道事業費用、第1項・営業費用、第3目・総係費は、104万5,000円を増額し、9,823万9,000円とするもので、水道料金システム料金改定作業委託料の増額でございます。

以上で、議案第34号 令和8年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

入江康仁議長

以上で、提案理由並びに内容説明を終わります。

入江康仁議長

ここで11時10分まで暫時休憩といたします。

（午前 10時 47分）

入江康仁議長

それでは、時間がききましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11時 10分）

入江康仁議長

これから、各議案に対する質疑に入ります。

質疑の回数は会議規則第55条の規定により、議長が宣告した議題について、3回以内となっております。

なお、委員会での審査は十分できますので、申し合せ事項にありますとおり、自分が所属

する委員会に付託される案件についての質疑は、委員会で行っていただきますよう議事運営にご配慮をお願い申し上げます。

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

日程第5

入江康仁議長

まず、日程第5 議案第25号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。
質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第6

入江康仁議長

次に、日程第6 議案第26号 紀北町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。
質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

地方税法改正によりということなんですけれども、2点お伺いします。

9ページ、新旧の第34条の7のところでもふるさと納税に関するところで10月1日から改定されるということでしたが、ふるさと納税の内容についての説明がなかったのでどういうことが変更されるのかまずお伺いいたします。

そして、もう一点、13ページで固定資産税の減免ですけれども、これは令和9年4月1日からということで、土地は30万円に変更はありませんが、家屋にあっては20万円までだったのが30万円になったということですが、20万円から30万円の変更には国のほうで何か理由があったと思いますが、その辺が分かっているならば変更の理由は何なのか、お伺いします。

入江康仁議長

直江税務課長。

直江憲樹税務課長

近澤議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、第34条の7、寄附金控除、ふるさと納税等の変更についての内容ですけれども、まずふるさと納税の控除についてですが、寄附金、寄附をした額からまず自己の負担金2,000円を引いた残りが控除できるようになっております。その控除額についてですが、所得税分と住民税分に分かれております。所得税分につきましては、それぞれの方の所得税の税率によって額のほう変化してまいります。

住民税分ですが、住民税分のほうも、基本分と特例分というふうに分かれております。基本分につきましては10%になりますが、特例分につきましては100%からその方の所得税の税率と基本分の10%を引いた残りの割合を掛けるようになって算出するようになっております。

昨年ぐらいから所得税の法改正のほうがあつて、税率等もいろいろ変わってきておりますので、それに伴って計算する際の率のほうも少し変わってきたので、うちの税条例のほうも変更しているということになってきております。

計算の細かいところまで説明するとちょっと長くなってしまうんですけれども、大体そのような改正だと思っていただければと思います。

それと、あとは一般的な税制改正の中で言われています、ふるさと納税の改正ですが、こちらの税条例のほうとはちょっと別にはなりますが、寄附のあった人の公表をするとか、そういうような改正のほうが設けられているのと、あと高所得者、寄附金をかなり多くした方に該当してきますが、そういう方の特例、先ほど言いました、特例控除の上限額のほうに設けられました。国のほうの算定ですと、その額のほうで給与所得が1億ある方が438万円ふるさと納税した場合に、特例分の上限が193万円というような想定で出しているんですけれども、普通にふるさと納税される方には、そんなに影響のない改正となっております。

あと、もう一点の固定資産税の免税点なんですけど、そちらの設定の根拠まで、なぜこんな

ったかというのは、社会情勢の変化ではないかと思っているんですが、この免税点の改正による影響のほうだけ少しお話、説明させていただきます。

まず家屋のほうですが、現在、課税標準額が20万円となっております。そちらのほうを税額に直すと2,800円になります。小さい家屋とか、古い家屋を持っている方の課税標準額が20万円以下ですと、税額2,800円までは税金のほうがかからないような状況になっております。

それが、今回の改正で30万円に上がりますので、税額のほうにすると4,200円となります。4,200円まで満たない方については、建物のほう、家屋の税金のほうがかからないということになってまいります。

その分、どうなるかということで8年の課税の状況に置き換えて計算しましたら、大体110万円ぐらいの減収、町としての減収になって、固定資産税のほうが減るのではないかなと思っております。

その中には、普通に取り壊した場合とか、相続登記で町外の方が今度所有者になった場合等は、こういう分には入ってきませんので、あくまでも今年度の課税に置き換えたという点でご了承願いたいと思います。

あと、償却資産のほうは、自営業者の方とか償却資産持たれてる方になりますが、こちらは、今までの課税標準額150万円の場合ですと、2万1,000円までは税額がかからない。それが180万円になりますと2万5,200円になりまして、差額のほうが4,200円、それを今年度、8年度に置き換えますと、大体34万円の減収というふうになるだろうという見込みになっております。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

なかなか難しいお話を口頭でしていただいて、理解に苦しみますが、ふるさと納税に関しては、1億円ある方、普通の金額の所得じゃなくて、年間1億円ぐらい収入のある方に影響があると理解してよろしいのか、それでいいのかどうか、最後に聞きます、ふるさと納税に関しましては。

そして、固定資産税の控除に関しましては、家屋のほう110万円、そして、償却のほう34万円ぐらいの減額になるということなんですが、固定資産税のこういうふうにもゼロ

というところは、分かればでよろしいので、分析されているとは思いますが、町の固定資産税の中で何%ぐらいあるのか、古いのが、多分そうだと思いますが、お伺いします。

入江康仁議長

直江税務課長。

直江憲樹税務課長

まずふるさと納税のほうについてですが、制度のほうは前、いろいろ改正されていて、寄附金サイト等でポイントのほうが付くとか、今はポイント付かなくなっているんですが、そのような流れがあって、かなり所得のある方が、ふるさと納税をしてより恩恵を受けるということがあったので、このように規制がかかってまいりました。そういうことでお願いしたいと思います。

あと、固定資産税のほうですが、影響額については、課税標準額が幾らということで算出はできたのですが、対象がどれぐらいいるかというのは、ちょっとそこまでは把握しきれておりません。

また調べて報告させていただきたいと思います。

以上です。

入江康仁議長

いいですか。

ほかに質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

ないようですので、以上で質疑を終わります。

日程第 7

入江康仁議長

次に、日程第 7 議案第27号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第 8

入江康仁議長

次に、日程第 8 議案第 28 号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第 9

入江康仁議長

次に、日程第 9 議案第 29 号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第10

入江康仁議長

次に、日程第10 議案第30号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

入江康仁議長

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

議案30号の質疑をさせていただきます。

「水道料金等審議会の答申を受けたことに伴い」とありますが、熱心に審議していただいて、これは審議会があつての利点で、町民の皆さんの思いを伝える場が設けられていることが普通のように思っておりましたが、他の市町では審議会のない町もあると聞きました。三重県全体では広域でやっているところが、たくさん北のほうあるんですけども、東紀州地域だけでも、他の市町で審議会があるとかないとか分かっていたら、説明願いたいと思います。ない町もあると聞きましたので、紀北町は評価しないといけないと思ひまして質問させていただきます。

そして、あと、水道料金使用料のところでは13mmから100mmまでありますが、大体が13mmなのではないかなと思いますが、この13mm、20mm、25mm、30mm、40mmはどういうところで利用されている口径なのか、何%ぐらいなのかお答え願いたいと思います。

入江康仁議長

宮原水道課長。

宮原優水道課長

近澤議員の質疑にお答えします。

審議会のある町、ない町ということでございますが、審議会のない町のほうが多いと把握しております。ちょっと件数は申し上げられませんが、審議会のあるところは紀北町ですし、

尾鷲市もそうです。審議会を経て料金改定をしております。

三重県内で、今、お答えできるのはこの２点だけですが、あと、口径のお話ですが、一般家庭につきましては主に13mm、20mmが多いです。少し多い家庭ですと25mmというのもありますが、25mm以上は大体水をたくさん使う商店とか事業所とかというところが出てくるかと思っていますので、一般家庭の多くは13mm、20mmがほとんどだと思います。

以上です。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

審議会のないところのほうが多いのではないかなというお話でしたので、もし分かれば後日でもよろしいので、紀北町は優れているということを誇りに思いたいと思ひまして、教えていただきたいと思います。

そして、13mm、20mmが大体の一般家庭で、25mmもあるかなというところで、全体の100mmとかはどういう関係なのか、75mmはどうなのかということもお聞きしたんですけれども、そのところの答弁はなかったので、大体でよろしいのでお願いしたいのと、従量料金の中で1から8まであるんですけれども、これも一般的なのはどこなのかということと、8番、公衆浴場用と、一時使用とありますが、これは、公衆浴場というと、温泉が入るのかどうか、詳しく、一時使用とはどういう場合を言うのか、そしてもう一点、次の55ページの営農用というところで、小浦地区だけ書かれているのはどうなのか、営農地域はたくさんあると思いますが、小浦地区だけ書かれている理由をお聞かせください。

入江康仁議長

宮原水道課長。

宮原優水道課長

質疑にお答えします。

口径ですけれども、100mmや75mmという大きい口径につきましては、学校のプールなど、そういうところが主になっています。主に学校、都市公園など、そういうところになっております。

あと、公衆浴場用と一時使用、営農用のお話ですが、公衆浴場用につきましては、合併前からの条例の名残がございまして、それを適用しております。主に、今はないかと思いますが、銭湯が名残で残っております。それを、今ないところもありますが、一応形としては残

っております。

一時使用につきましては、工事で一時使用というか、プレハブなどを建てて、水をまいてほこりが立たないようにするときに、一時使用のこの料金を充てます。

あと、営農用につきましては、これも旧海山町時代の名残ですが、いろいろ調査するのですが、過去どういったいきさつでこの営農用というものが設けられたかというのは、何かの国庫補助なのか、事業があってそういう地区に指定されたのか、それとも旧小浦簡水のものなどの引継ぎで当時の約束があってされたのかというところまで、ちょっといろいろ聞き取りもするのですが、なかなかつかめないところがございます、今回はこの適用をどうするかも考えましたが、それが判明してから説明にもまいって、いろいろ調査した上で、次期の改定時期にはこれを、また改めて考えたいと思っております。

以上です。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

分かりました。

100mmは学校のプールなどそういうものだというお話ですので、民間ですけれども、城ノ浜ですか、プールもありますので、そこも100mmなのかどうか、あと8番のところに関連するのか、銭湯はないんですけれども、温泉はある、温泉は水道ではないんですね。分かりました。ごめんなさい。

そして、小浦地区についても、実績は何もないと理解してよろしいですね。紙上で残っているけれども実績は何もないという理解でよろしいですか。

最後にお伺いします。

入江康仁議長

宮原水道課長。

宮原優水道課長

お答えします。

まず、城ノ浜のプールにつきましては75mmを充てておりまして、あとホテルにつきましても75mmとなっていますので、大体大きい仕様のところはプールなどそういう施設が当たると考えております。

小浦地区につきましては、これはメーターがついておりませんでして、条例上、「1 aに

つき」というふうになっていますので、面積に応じて料金をしておりますので、その辺りは、今後使用水量なども調査した上で、一般家庭に変更するような旨も考えていきたいとは考えておりますけれども、現行、面積なので定額的に頂いている状況です。

以上です。

入江康仁議長

ほかに質疑される方ありませんか。

入江康仁議長

7番 奥村仁議員。

7番 奥村仁議員

議案30号ですが、審議会において、やはり慎重審議を重ねていただいた結果での議案提出ということだと思いますが、住民の方からは、なかなか厳しいご意見などいただいておりますので、ちょっと条例改正に当たっては慎重に審議していかないといけないかなというふうにも思っている中で、2点ほど質疑させていただきます。

改正案では、最低使用家庭、高齢者や1人家庭などになると、2か月の料金約2,376円が約3,036円になるということで、660円の値上げという説明を受けていますが、近隣の尾鷲市などの料金を比べてみると、この一番最低のところが3,256円となっていて、紀北町が今回上げようとしている金額よりも、まだ高い金額に設定されているので、紀北町としては約30%上げても近隣よりはまだ安いのかなというふうに思っているところではありますが、この一番安い金額設定のところは、全体の何%ぐらいがこの家庭になるのか、生活的に結構苦しい、苦しいというか、高齢世帯だったりするところが多いと思うので、大体何%ぐらいがここに当たるのかというところが1点と、答申結果が報道されてから、住民の方が耳にされていろいろな問合せをいただきますが、料金改定については、ある程度納得していただくところもあるんですね、説明すると。

ただ、この世界情勢などがあって物価が高騰していて、その中でこの時期なのかという声は審議会の中でも審議されたというふうに話も聞いていますが、答申書の中にはそのような附帯意見がついていなくて、この12月の料金の支払い、10月、11月の使用分から施行するという形での議案になっていますけど、これについて、もう少し遅らせて、令和9年度の4月1日以降で施行するとか、その間に住民の方にいろいろ納得してもらうなど、そういうふう判断しなかったのかなというところの、この10月分から改定しようという判断の理由もお聞きしたいのと、あとまた、10月分から改定するに当たって、この厳しい中で基本料金の補

助等、これはいろいろ国の補助とかあったときに2か月分の基本料金の無料などやっていますが、この基本料金が無料となると、かなり1,200万円ぐらいの予算がかかるわけですが、ある程度、50%なり30%なりの補助ということを考えていって、世界情勢や物価高がちょっと安定してきた頃に全額という形で徴収するような考えはなかったのか、2点お聞きしたいと思います。

入江康仁議長

宮原水道課長。

宮原優水道課長

奥村議員の質疑にお答えさせていただきます。

使用水量、1点目だったと思いますけれども、一番、全体的な使用水量の中で低い割合や中間などということがあると思いますが、令和6年度の紀北町の使用量別の集計がございまして、水道料金の区切りとは少し違いますが、0から5 m^3 までが26.16%、6 m^3 から10 m^3 が6.29%、この2つを合計しますと、0から10 m^3 までで32.45%になります。このあたりが一番低い水量かなと考えております。

2点目につきましては、料金改定を遅らせられないかということだったと思いますが、この辺につきましてもご議論いただいて、様々な厳しい意見もいただきました。同じようなご意見をいただきました。

ただ、事務局としましては、遅らせてしまうと資金のほうになかなか、資金のほうに回りづらくなってしまうことから、本来、シミュレーションは令和8年度当初からの改定で提示してありましたが、現実12月なので、その3分の1しか、令和8年度におきましては、もし議決いただいたらその分しか頂けないということで、なかなかそれでも資金繰りが厳しい状況になるかなということもございまして、12月を一番早い時期と設定しまして、説明させていただいて、ご理解いただいたと考えております。

あと、基本料金の補助金等につきましては、これにつきましては水道事業として補助を出すのではなく、議員おっしゃるように国の財源手当などがあれば、町全体として一般会計のほうからどれに充てるかということを考えていただいた上であたるかと思いますので、水道料金独自の補助としては特にはできないのかなと考えております。

以上です。

入江康仁議長

奥村議員。

7 番 奥村仁議員

1 点目の質疑の答弁で、大体32%ぐらいの家庭がこの最低料金のところに当たるということで答弁いただきましたが、商店を含めて企業などいろいろなところで大量の水を使用されているところが出てくると思うので、一般家庭的に言うと半分以上がこの部分に当たるのかな、独り家庭とかではなくてね、というところで、大体の家庭が600円から1,000円ぐらい、多くて3,000円ぐらいのアップになるのかなと思うので、ご理解をいただけるような、全協の時もお話ししましたが、しっかりと説明をして納得していただきたいと思うところですが、あと、2つ目のところで審議会でも審議されたところだと思いますが、この厳しい部分の中ではしっかりと、国である程度の補助があるときならいいんですが、ないときでも少しでも水道とは違って、町長のほうでの予算になると思いますが、そちらのほうとのあれをしながらやっていたきたいなという、一般質問等でも、多分される方もあろうかと思うので、僕はこの中ではこれだけにしておきたいと思いますが、いろいろ住民対応大変になると思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

答弁あればお願いします。

入江康仁議長

宮原水道課長。

宮原優水道課長

審議会のほうからは丁寧な説明をと言われておりますので、あらゆる媒体を使いまして、いろいろ分かりやすいように説明はさせていただきたいと思います。

以上です。

入江康仁議長

いいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

入江康仁議長

次に、日程第11 議案第31号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

65ページぐらいだと思いますが名前が変わって、そして、いわゆる軽自動車税がなくなるということですが、トランプ大統領の税率などそういうものが影響しているのかな、関税の税率ですね、かなとは思いますが、なぜこの税がなくなったのか、説明をお願いしたいと思います。

そして、もう一点、たくさん言われたので、ちょっとページを、73ページぐらいかなと思いますがバリアフリーに関しても、町民の方にとっては利益のあるように変わったように私は理解したのですが、違っているかも分からないですが、バリアフリーについてもどうなったのかお伺いします。

ページ数、ちょっと70何ページだったと思いますがよろしくお願いします。

入江康仁議長

直江税務課長。

直江憲樹税務課長

近澤議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、環境性能割の廃止についてですが、年明けぐらいだったかと思いますが、議員おっしゃいましたようにアメリカのほう、トランプ関税ということで、輸出する自動車の税金が高くなれば売れなくなる、そういう影響が出るということで、国内での消費、販売を増やすという意味で、環境性能割を廃止してより経済が活性化できるようにということで、国のほうの方針で廃止されております。

それに代わって、税制改正の中でも、地方財政措置のほうで減った分を対応するというところで、特定交付金のほうで町へ入ってきているかと思いますが。そちらは財政課の担当になりますので、またそちらのほうでと思います。

あと、改修特別特定建築物についてですが、まず大きく分けると、特定建築物と特別特定建築物があります。ある程度大きい、学校などもそうですが、コンサートホールとか、そう

いう建物が特定建築物になってきます。それでまた、用途の限られているようなものが特別特定建築物になるんですが、それで、なおかつ、バリアフリー改修したものが改修特別特定建築物になってきます。

小・中学校など義務教育の学校等も特定建築物になるのですが、その中で、公立のものや特別支援学校などが特別特定建築物になってきます。だんだん用途のほうが狭まっていくと言ったらいいんですかね、特別特定というぐらいなので、特別な建物になってきますが、あと、その対象になるものにつきまして、補助金等も出ていますが、人口5万人以上の都市とか、そういう制限等もありますので、あまり、議員おっしゃったように町民の方に影響があるかといえば、そんなに出てこないとは思われますが、まず規定のほうを整備しておかないと、いざそういうことがあった場合に適用できないということで、改正のほうをさせていただいております。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

軽自動車税については、特定交付金として戻ってくるというお話だったのですが、この特定交付金はその減収になった部分の100%返ってくるのかどうか、その辺の詳しい説明をお願いしたいと思います。

バリアフリーについてはよく分かりました。

入江康仁議長

直江財政課長。

直江和哉財政課長

近澤議員の質疑にお答えさせていただきます。

先ほど税務課長が言われました環境性能割の廃止に伴って、地方特例交付金という形で令和8年度から入る予定となっております。

金額については、今までの減収分というふうになっていますが、まるっきり、去年と同じかどうかということは確認していません。

入江康仁議長

いいですか。

ほかに質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

ないようですので、以上で質疑を終わります。

日程第12

入江康仁議長

次に、日程第12 議案第32号 小学校児童用端末購入契約の締結についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

入江康仁議長

5番 大西瑞香議員。

5番 大西瑞香議員

これまで使用していた端末の処分や引取りについてと、また、この更新期日というのはどういう計画になっているのか、その点お聞きします。

入江康仁議長

直江学校教育課長。

直江仁学校教育課長

お答えします。

引取りにつきましては、昨年度中学校用の端末の更新を行いました。それで、使えないものをまとめて、今、別の施設に置いてありますが、それと合わせて、今年度も、今小学生が使用していただいている端末を回収いたしまして、使えるものに関しましては予備として置かせてもらいます。昨年もそうだったんですけれども、それで、あとは使えないものに関しましては、もう処分ということでまとめて今回、こちらお認めいただいて、それから、学校へ端末のほうを、物が来て、それから整理のほうを考えてございます。

それから、更新期日のお話ですが、基本的には国のほうから5年程度ということで、今回は令和2年、3年からの更新になります。それで去年のほうは5年間、今回からもまた5年

間という部分で、目安で考えております。

以上です。

入江康仁議長

大西議員。

5 番 大西瑞香議員

この端末仕様でも、バッテリー駆動時間が「5 年後でも 8 時間以上の利用ができること」ということで書かれていますので、5 年という答弁もあったと思います。

生徒数が減少していきます。そうすると、5 年契約でも、今、生徒数の減少がちょっと極端なところもあると思いますが、そうすると 5 年の間に余るとか、予備としてたくさん出るという、そういうところもあると思いますが、その点も含めて、5 年の契約ということで、まずこれからもされていくのか、その点の計画性について答弁をお願いします。

入江康仁議長

直江学校教育課長。

直江仁学校教育課長

更新の考え方ですが、機器の耐用年数等もあると思いますが、今回の国・県からの流れといたしましては、5 年をめどにということでご伺っております。

次回ですが、次期も基本的には 5 年と捉えたいところですが、国の方針、方向性等もございますので、今の時点ではどのようにというのは答えが出ていない状況かと思っております。

というのは、補助事業として、国のほうから、この事業をいただいておりますので、国の動向という部分を注視しながら、今後、今のところは 5 年という部分で考えておりますので、次期も 5 年後には更新があるのかなと思ってはいるのですが、そちらのほうは国の動向等を注視しながらということで。

入江康仁議長

大西議員。

5 番 大西瑞香議員

最後に、共同調達ということもあって、そういう計画性もなかなか町独自では難しいという面もあるかと思います。

今、この端末を使うということで、学習もこういうタブレットの端末がやはり増えてきているのか、それともちょっとこの辺も今、様々な面で、いろいろな端末を増やすという教育

に対してどういう考えというか、これからも増えていくのか、最後にその点を含めてお聞きしたいと思います。

入江康仁議長

直江学校教育課長。

直江仁学校教育課長

今後のクロームブックの使用ということで、最初の令和2年から導入いたしまして、1人1台端末、導入期という部分でこの5年間やっておりました。教職員のほうもそちらをまず、今のこれまでの授業の形態から、そういうパソコン、クロームブック1人1台で導入した中での授業ということで、学校教育のほうでもいろいろな授業事例というようなもので研修会を行っておりました。

それで5年間たちまして、それなりには、そこで教職員のほうもクロームブックを使いこなしてきたようには思いますが、まだちょっと全ての授業でクロームブックというのはなかなか難しいと思います。やはりクロームブックというのは情報量がたくさん入っていますので、そちらは効果的に使用しながらの授業となつてこようかなと思っております。

入江康仁議長

ほかに、質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

ないようですので、以上で質疑を終わります。

日程第13

入江康仁議長

次に、日程第13 議案第33号 令和8年度紀北町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

なお、質疑は一括で行います。

質疑される方は、必ずページ数を述べてから、質疑するようにお願いいたします。

それでは、質疑される方ありませんか。

7 番 奥村仁議員。

7 番 奥村仁議員

9 ページの歳出で、6 目・企画費で質疑させていただきます。

事業費が2,820万4,000円ということで、観光協会への補助金という形で説明をされましたが、財源が全て国からの支出金ということで、事業としては観光協会への補助金ですが、この予算は今回多分初めての予算であると思っていますが、この事業に取り組むことになった経緯と、事業内容と、あと、事業に求められている効果、課として、どのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

入江康仁議長

上村企画課長。

上村毅企画課長

議員の質疑にお答えをさせていただきます。

この事業におきましては、人口減少や高齢化が進んでおります当町におきまして、地域住民の利便性の向上と、観光面で地域に利益を循環させる仕組みをつくるために申請をさせていただいております。

補助金としましては、先ほど財政課長からの説明もありましたが、過疎地域持続的発展支援交付金の中のメニューの中の過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業を使わせていただきまして、観光協会のほうへ補助として出させていただく予定となっております。

こちらに関しましては、全額国庫補助を使わせていただいている状況となっております。

大きく4つの事業をさせていただきたいと考えてございまして、1つ目がICTを活用したEVのカーシェア事業ということで、環境に優しい軽バンを2台、リースとして導入をさせていただいて、来町していただいた方の周遊の部分や、地域住民の方、荷物を運んだりする部分で活用していただく部分の事業が1つと、2つ目がデジタルマーケティング事業ということで、ドローンやAIを活用したプロモーション動画を撮影させていただいて、それをSNSを使った情報発信とリサーチをさせていただきたいと考えてございます。

3つ目が産官学連携ということで、大学と連携をさせていただいて、地域の新しい商品などのブラッシュアップや商品を作らせていただく事業をさせていただく部分と、あと受入れ整備事業ということで、外部の専門家を招いて、研修やインバウンドを受け入れるための環境整備を整えていきたいと考えてございます。

効果といたしましては、今回、国の事業を活用させていただきますので、課としては、も

ちろん、有利な事業を活用させていただく部分と、チャレンジをさせていただきたい部分がございます。その部分については、なかなか一般財源を使つてのチャレンジ、リスクを伴います部分もありますので、今回は観光協会と連携をさせていただいて、また、商工観光課にも力を借りながら新たな取組をさせていただきたいと考えてございます。

以上です。

入江康仁議長

奥村議員。

7 番 奥村仁議員

答弁いただきましたが、住民というか、来訪者も含めての方の利便性等向上という形でITを使ってということと、AI、ドローンの映像発信とか、これまでもいろいろ大学との連携はしてもらっていると思いますが、新たな連携方法が生まれてくるのかなと思うところで、当町、インバウンドについては、結構まだまだ、来訪者は結構見るようになってきていますが、対応となると、全然できていないと思うところなので、この予算を活用できて、これが観光協会さんしっかりと準備されたんだと思いますが、その結果がこの予算で1歩どころか、10歩も20歩も進んでいくのかなと思っていますので、国の予算ということで、町の一般財源を使わずにチャレンジができるということなので、しっかりと取り組んでいただいて、良い結果を出していただきたいと思うので、企画課で進めるとと思いますが、商工観光課も含めていくと思うので、どのような形で今後進めていけるのか、連携の部分で聞いていきたいと思います。

入江康仁議長

上村企画課長。

上村毅企画課長

基本的には、この申請の主体も、紀北町観光協会になりますので、実施主体は紀北町観光協会に進めていただく形になりますが、もちろん私どもの企画課のほうとしても、また、支援いただく商工観光課としても、あと企画課のほうには、地域活性化起業人ということで、専門的な知見を持った職員もおりますので、それを交えながら、基本的には伴走と側面支援をしながら事業を進めてまいりたいと考えてございます。

入江康仁議長

ほかに質疑される方ございませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

今の9ページで1点だけお伺いします。同じ質問をしたいなと思っておりました。

内容はよく分かったのですが、国のお金を使って、観光協会さんにチャレンジしていただくのですが、当然その結果は行政のほうに報告はいただくのですよね。

どういう契約に、チャレンジしなさいだけで終わったら、観光協会しか分からないですが、町を通してのお金ですので、どういう効果があったという報告も義務づけられているのかどうかお伺いします。

入江康仁議長

上村企画課長。

上村毅企画課長

議員の質疑にお答えをさせていただきます。

予算をつぎ込んでの事業評価になりますので、今のところ、まだ明確な詳細までは決定はしておりませんが、もちろんメニューの実施の中でのアンケートであったりとか、データを取ったものに関しては必ず評価をするような形になっておりますので、それを定めて、また、事業評価として情報共有しながら進めていく形を取りたいと考えてございます。

入江康仁議長

いいですか。

ほかに質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第14

入江康仁議長

次に、日程第14 議案第34号 令和8年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第15

入江康仁議長

次に、報告案件に入ります。

日程第15 報告第1号 令和7年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

1件の報告案件につきましてご説明をさせていただきます。

報告第1号 令和7年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

令和7年度紀北町一般会計当初予算及び補正予算(第4号)、(第8号)でお認めいただきました繰越明許費につきまして、総額11億4,127万9,520円を令和8年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、1件の報告につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当に説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

入江康仁議長

続いて内容説明を求めます。

直江財政課長。

直江和哉財政課長

報告第1号をご説明させていただきます。

議案書の92ページをご覧ください。

報告第1号 令和7年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和 7 年度紀北町一般会計予算第 2 条、令和 7 年度紀北町一般会計補正予算（第 4 号）第 2 条及び令和 7 年度紀北町一般会計補正予算（第 8 号）第 2 条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

紀北町長 尾上壽一

93 ページをご覧ください。

内容につきましては、令和 7 年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書によりご説明させていただきます。

この繰越明許費につきましては、令和 7 年 3 月議会定例会の一般会計予算、令和 7 年 12 月議会定例会の一般会計補正予算（第 4 号）、本年 3 月議会定例会の一般会計補正予算（第 8 号）におきまして、繰越しをお認めいただいたものでございますが、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、令和 8 年度に繰り越した歳出予算の経費について、繰越計算書を調製しましたので、報告するものでございます。

繰越計算書の款、項、事業名、1 列飛ばしまして、翌年度繰越額の欄をご覧ください。

繰越明許費により、令和 8 年度に繰り越した事業は、第 2 款・総務費、第 2 項・徴税費では、税務一般事務事業 555 万 5,000 円でございます。

第 5 款・農林水産業費、第 1 項・農業費では、中山間地域総合整備事業 529 万 5,300 円、一般土地改良事業 352 万 5,000 円、農地防災事業 5,394 万 9,000 円、第 2 項・林業費では、地域産材利用促進事業 32 万円、町有林造成事業 1,797 万 1,000 円、第 3 項・水産業費では、海岸保全施設整備事業 6,819 万 7,820 円でございます。

第 6 款、第 1 項ともに商工費では、地域生活応援商品券事業（補正分）2 億 2,943 万 5,000 円でございます。

第 7 款・土木費、第 3 項・河川費では、河川改修及び維持補修事業 2,835 万円、急傾斜地崩壊対策事業 36 万 6,400 円でございます。

第 8 款、第 1 項ともに消防費では、汐ノ津呂排水機場整備事業 7 億 2,459 万 7,000 円でございます。

第 9 款・教育費、第 6 項・保健体育費では、海山グラウンド管理事業 371 万 8,000 円でございます。

以上、12 事業を合計いたしますと、令和 8 年度への繰越額は、11 億 4,127 万 9,520 円となり

ます。

その財源につきましては、未収入特定財源としまして、国県支出金で2億3,761万6,000円、地方債で8億2,510万円、その他で370万8,000円、一般財源は7,485万5,520円でございます。

以上で、報告第1号 令和7年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

以上で、提案理由並びに内容説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終了し、本件については聞き置くことといたします。

入江康仁議長

ここで委員会付託表配付のため、この場で暫時休憩といたします。

(午後 0時 08分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時 10分)

委員会付託

入江康仁議長

お諮りいたします。

本日議題となっております案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委

員会付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案については別紙委員会付託表のとおり、所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、付託案件の審査については、6月10日水曜日は総務産業常任委員会、6月11日木曜日は教育民生常任委員会で、いずれも午前9時30分からの開催となります。

なお、委員会の運営に当たっては、各常任委員長において取り計らいをお願い申し上げます。

入江康仁議長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 0時 11分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

紀北町議会議長

紀北町議会議員

紀北町議会議員